

1 2 月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和6年12月12日(木) 13時30分～15時00分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 彦根市役所5-1・5-2会議室

会 議 の 内 容 議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第58号 農用地利用集積計画(案)
追加議案 議第59号 農地利用最適化推進委員の辞任について

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

欠席した農業委員は下記のとおり。

- 14 田附 隆司

出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- 9 面田 忠彦 19 前田 善隆 22 田中 亮一

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局 長 林 達也 次 長 大村 敏男 係 長 竹中 基史

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主 任 鋒山 弘樹

当日の記録係

係 長 竹中 基史

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、12月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。田附委員から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

9 面田 忠彦 19 前田 善隆 22 田中 亮一

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。12番 中川 嘉和 委員、15番 林 敏 委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、12月5日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 北村 文尾 委員

（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第５７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請

議第５８号 農用地利用集積計画（案）

本日、お配りしております

追加議案

議第５９号 農地利用最適化推進委員の辞任について
でございます。

○ 議長（田中 金二）

【３条申請審議】

それでは、議第５６号農地法第３条第１項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

３条 所有権移転の１番案件

申請地は、農業振興地域青地の農地です。

場所は、葛籠町集落の南の端にあたり、中山道沿い東側。中山道と県道敏満寺野口線の交差する「出町」の信号から、北東の方向へ約３５０ｍに位置します。

譲渡人は、元々葛籠町集落内にお住まいでしたが、その持ち家も解体し、彦根駅近くの賃貸住宅に転居されたこと、もとより、申請地につきましては、譲受人が３０数年来耕作されてきたもので、今回売買の話しがまとまったものです。

譲受人は、大型農機具も所有され、４０年の農作業歴があり、息子さんも農作業を手伝われており、また、お住まいからは申請地まで１２０ｍの距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、澤田 勘一 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 澤田 勘一 委員

事務局のとおりです。従来から譲受人が耕作しており問題ありません

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目と3番目の案件は関連がありますので、一括して説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 2番案件・3番案件

当該申請地は隣接地であり、いずれも農業振興地域白地の農地です。

場所は、日夏町集落の中でも北部にあたり、旧巡礼街道と広域農道荒神山通りの交差する「甘呂町東」の信号から南西の方向へ約400mに位置します。

それぞれが、「自身の畑」のつもりで耕作・管理されてきた農地が、法務局の公図等を確認されたところ、地番が逆になっていたもので、本来の姿にするため、それぞれが、相手方から、贈与を受ける話しがまとまったものです。いわゆる交換となるものです。

2番案件譲受人は50年。また3番案件譲受人は、およそ30年。それぞれ農作業歴があり、また、それぞれのお住まいから贈与を受ける申請地までは1分程度。それぞれ常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

同じく、事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、4番目の

案件について、説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 4番案件

出町は農業振興地域白地の農地、南川瀬町は農業振興地域青地の農地です。

場所は、出町は、出町集落の中でも南部で、中山道と県道敏満寺野口線の交差する「出町」の信号から、南西の方向へ約300mに位置し、南川瀬町は、出町の申請地よりもさらに南西に約230mで、中山道の東側は甲良町尼子の領域となります。

譲渡人は、自身が耕作することが困難な状況となり、農業が続けられないと考えておられたところ、一方で、譲受人は、ご両親のもと長年農業に携わり、今後も積極的に営農活動をしたく考えておられ、また、今回申請地から、くるまで1分圏内に、●●さんが代表取締役を務める法人の本店があるため、耕作しやすい立地でありますことから、今回、売買の話しがまとまったものです。

譲受人は、大型農機具は父の所有されているものを活用され、30数年の農作業歴があり、自身が営む法人本店からは申請地まではくるまで1分以内であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ております上、近隣との連携や地元営農規約等も熟知されていることから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、南川瀬町担当 堤 正雄 推進委員は欠席ですので、澤田 勘一 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 澤田 勘一 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

申請内容については問題ない。申請面積が大きいので、今後、日頃の農地パトロールにおいてエリア担当の農業委員および推進委員を中心に確認してほしい。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、5 番目の案件について、説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3 条 5 番案件

申請地は、農業振興地域白地の農地です。

場所は、三津町集落の西部にあたり、県道神郷彦根線の両側。県道神郷彦根線の宇曾川右岸の「三津町南」の信号から北西方向へ約 220 m に位置します。

申請地は、元々 1 枚の畑でしたが、県道神郷彦根線が通ったことにより、分断されたものです。譲渡人は、高齢となり、申請地についても耕作放棄地と道路法面となっており、手放したいと考えておられたところ、一方で、譲受人のお住まいに近く、規模拡大を図る上でも便利がよいことから、売買の話がまとまったものです。

譲受人は、大型農機具も所有され、30 年程度の農作業歴があり、お住まいからは申請地まで 200 m 程度の距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、瀧 仁司 推進委員は欠席ですので、辻野 久和 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 辻野 久和 委員

県道によって 2 筆に分断された農地になる。申請内容自体は問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、6 番目の案件について、説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3 条 6 番案件

申請地は、農業振興地域白地の農地です。

場所は、太堂町集落の北の端で、一級河川安食川の南側にあたり、県道神郷彦根線の「安食中町南」の信号から北西方向へ約400mに位置します。

譲渡人は、申請地を相続により取得され、農業経験もなく、お住まいも京都であるため、草を生えないようにする程度の管理も、高齢となり、困難になってきたところ、一方で、譲受人は、住所は日夏町ですが、申請地が生活の拠点とされている実家や職場に近く、野菜や花の栽培をするのに最適であることから、今回売買の話しがまとまったものです。

譲受人は、今後、家庭用の野菜や花を栽培したい計画ですが、これまで農作業歴はありませんので、今後の耕作状況について、特にエリア担当の委員さんにおかれましては、経過観察をいただければと思います。

譲受人の生活の拠点となっている職場や実家から申請地までは、50mの距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田中 亮一 推進委員、北川 悟 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 亮一 推進委員

今後、畑としての利用と伺っている。特に問題ありません。

○ 北川 悟 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げま

す。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

5条 1番案件

転用目的は駐車場、売買による所有権の移転を伴います。

譲渡人は20年以上前に彦根から転出されていますが、高齢で今後のことも考え少しでも土地を処分したいと考える中、申請地の隣が、譲受人が経営する●●の事務所であったことから声掛けをしたところ、ちょうど駐車場が狭隘で拡張したいと考えていたニーズに合致したため、売買の話がまとまり、申請に至りました。

申請地は新海町の集落内の北東角、町内を貫く県道新海上稲葉線から東へ400mほどの位置にある、市街化調整区域内、農振農用地区域外、いわゆる白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんするエリアとなりますので、第3種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。

利用計画としましては、隣の●●の事務所と一体的に申請地全体を駐車場として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきましては、隣接地は道路、宅地、水路となっており、隣接農地はありませんので、特に問題はありません。

申請目的実現の確実性につきましては、駐車場整備に係る見積書と通帳の写しをご提出いただいております、すべて自己資金で賄えることを確認しております。

土地改良区さんの受益地外であることを確認しておりますほか、各種必要な書類の添付もいただいております。このため一般基準についても問題無いものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田附 隆司 委員は欠席ですので、面田 忠彦 推進委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 面田 忠彦 推進委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件について、説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

5条 2番案件

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は彦根市で土木・不動産関連の仕事をされています。今まで会社の資材置場として野瀬町の社有地を使用されていましたが、その土地で宅地造成を実施することになり、新たに資材置場として使える場所を探しておられたところ、大通り沿いで彦根市内どこへ行くにも利便性の高い申請地での売買の話がまとまったため、申請に至りました。

申請地は日夏ニュータウン内、八丁目南北通り沿いで、日夏ニュータウンの点滅信号から北へ150mほどの位置にある、市街化調整区域内、農振区域外の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんするエリアとなりますので、第3種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。

利用計画としましては、申請地全体を資材置場として利用されます。●●番●●、●●番●●については、この申請の時点では一部としています。転用の許可が得られれば分筆するとのこと。元々は●●番●●、●●番●●全体も売買、転用する話だったのですが、別の用途で転用する計画が出てきたため、売ってもらえないことになり、やむを得ずこの形になったそうです。

周辺農地への被害防除措置等につきましては、隣接地は分筆となる●●番●●、●●番●●に接する部分以外は、道路、宅地、水路となっており、特に問題はありません。なお、農地法的には直接関係ないのですが、住宅街に隣接していることから、騒音や粉じんについては特に配慮するよう伝えています。

申請目的実現の確実性につきまして、金銭面についてはすべて自社で施工すること、費用的には特に問題ありません。

転用事業者の信頼性については、心配される委員さんもおられるかなと思うのですが、本件につきましては、野瀬町で資材置場として利用していた土地は、令和6年、今年の7月4日付で開発許可が下りており、宅地造成される予定であることを確認しております。また、土や資材以外に現場に置く予定のショベルカーやトラックについてはすべて写真付きで提出して貰い、具体的な機械が何か確認しておりますことから、状況的には問題ないのではないかと思います。

土地改良区さんの受益地外であることを確認しておりますほか、各種必要な書類の添付もいただいています。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんは、この会議のあとブロック会議もありますが、一旦ご退席いただけますし、またご都合が許す方については、引き続き定期総会にご参加ください。

——— 推進委員退室 ———

——— 農林水産課職員入室 ———

続きまして、議第５８号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（鋒山 主任）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

【追加議案】

次に、追加議案の議第５９号 農地利用最適化推進委員の辞任について、を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（林 達也）

議第５９号「農地利用最適化推進委員の辞任について」ご説明します。

堤 正雄委員から、一身上の都合により、令和６年１１月２８日付で「辞任願」が提出されました。

農業委員会等に関する法律第２３条の規定によりますと、農地利用最適化推進委員の辞任について、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができます。

したがいまして、本件につきまして、農業委員会の同意を求めるものであります。

なお、補足としまして、本議案の承認が得られましたら、推進委員を募集することになり、推薦書等の必要書類を提出いただき、残りの任期について後任の委員を選定していく運びとなります。

また、堤委員の推薦団体であります南川瀬農業組合さんから、このことにつきましては、確認させていただいており、後任の委員を団体から推薦いただけることを確認しております。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの追加議案について、ご意見はありますか。

－ 異議なし －

特にご意見等ないようですので、

それでは、追加議案である 堤 正雄 推進委員の辞任を承認します。

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

報告第 38 号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は 12 件

報告第 39 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告 今月は 13 件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

局専報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告
件数は 2 件 面積は 1,641 m²です。

局専報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出報告
件数は 15 件 面積は 12,292 m²です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ局長専決報告事項の報告については終わります。

それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、12 月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。